



めざす姿：市民が主体に活躍できるまち
泉大津市

地域で活躍する人の学びを支援！ 地域課題の解決に役立つ 研修費用を補助します

募集中！



地域で活躍する人材を育成することを目的とした研修に参加する人を支援するため、市がその費用の一部（下記参照）を補助します。講座で学んだ内容を生かして地域の課題を解決していくこうとする非営利・公益的な活動を行う団体を募集します。

人材育成



申込・問合 申請書（市役所1階人権市民協働課で配布 市ホームページからダウンロードも可）を人権市民協働課に直接提出（郵送不可）

協働のまちづくり人材育成事業補助金について

補助対象者	①次のすべてに該当する市民活動団体 ア) 非営利で公益を目的として活動を行っている団体または公益活動を始めようとしている団体 イ) 团体の運営に関する規約、会則、定款その他の定めがある団体 ウ) 3人以上の者で構成される団体で、その構成員の2分の1以上の者が本市内に住所を有し、本市内の事務所もしくは事業所に勤務し、または本市内の学校に在学している者である団体 ②講座で学んだことを生かし、市民公益活動団体の設立や市民公益活動に参加する者
補助対象講座	今後の市民活動、地域課題の解決に向けた新たな活動展開が期待される研修または地域活動を先導するリーダーとしての活躍が期待される講座で、市が認めるもの。 ただし次に掲げる講座は対象外。 ①政治活動、宗教活動または営利活動に関する講座 ②利益追求を目的とした資格取得のための講座 ③受講者個人のみが利益を受けることが想定され、所属する市民活動団体の活動への反映が直接的に期待できない講座 ④市から他に補助や助成を受けて受講する講座
補助対象経費	①受講料およびテキスト代 ②交通費および宿泊費などの旅費
補助金の額	①補助対象経費の3分の2以内の額で、1人当たり上限3万円 ②同一の団体に対する補助は、講座ごとに2人までとし、かつ、1年度につき上限6万円 ③同一の個人・団体に対する補助は、1年度につき1回限り
その他	①事前に申請書を提出する必要あり。研修終了後30日以内に報告書を提出すること。 ②補助を受けた団体および個人は、市が実施する市民参画手続きおよび市民協働に関する事業に積極的に参加するようにしてください。

市が補助を行ったこれまでの実績（一部）

■泉大津・発達支援勉強会

発達障がいを持つ人との自発的な意思疎通を行うことを目的とした、絵カードを用いてのコミュニケーション手法の実践方法を学ぶ。

■泉大津市自治会連合会

東京都立川市自治会連合会の自治会加入促進に係る先進事業を視察し、加入促進の事業実施における現状や課題について学ぶ。

一緒に地域に還元
新たなコミュニケーション手法を実践

一緒に地域に還元
加入促進の現状や課題を再確認！

詳しくは
こちらから

